

“人権”って？



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

- 誰もが生まれながらに持つ権利
- 人が人らしく生きる権利
- 全ての人が幸せになれる権利
それが人権です。

人権は誰にとっても身近で大切なものです。
互いにそれぞれの人権を尊重し、幸せを思いやることによって
日々守していくべきものだと私たちは考えています。

●人権相談はこちらへ●

人権についての相談はなんでも

みんなの
人権110番 0570-003-110

- 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
- 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

職場でのセクハラ、家庭内暴力など女性に関する相談はこちら

女性の人権
ホットライン 0570-070-810

- 女性の人権についての専用相談電話です。
セクハラやDVなどの女性の人権についての相談はこちらへどうぞ。
 - 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分(全国共通)
 - 一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。

学校でのいじめ、虐待などこどもに関する相談はこちら

子どもの
人権110番 0120-007-110

- 子どもの人権についての専用相談電話です。
いじめや虐待などの子どもの人権についての相談はこちらへどうぞ。
 - 受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分
(全国共通・通話料無料)



LINEでも相談を受け付けています
LINEじんけん相談

@snsjinkensoudan
こちらから
友だち追加してください

インターネットでも相談を受け付けています



SOS-eメール

インターネット人権相談

検索Q

<https://www.jinken.go.jp/>

*端末の環境により、ご利用できない場合があります。

私たちに話してみませんか

“人権擁護委員”は、あなたの街の相談パートナー

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。

1どんな人？

現在、約14,000人の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置され、地域の方から寄せられる人権相談に応じています。

人権擁護委員は、日常生活における様々な人権問題に対応するため、市町村長の推薦と法務大臣からの委嘱を受けて活動しています。

人権問題の解決にはきめ細かな支援が大切ですので、人権擁護委員には、色々な経験を持った人が就任しています。

2どんな制度？

人権擁護委員制度は、昭和23年に創設され、その歴史は古く、他国では類を見ない制度です。

人権擁護委員は、人権尊重の理念を國民に広めるため、法務局職員と共に人権相談や救済のための活動、人権教室や講演会などの地域に密着した人権啓発活動を行っています。

人権擁護委員制度は、民間のボランティアの方々が國と一体となって、皆さん的人権を守る制度なのです。

3委員の願い

人権擁護委員は、その職務を行う時、必ず

き章(バッジ)を着けています。

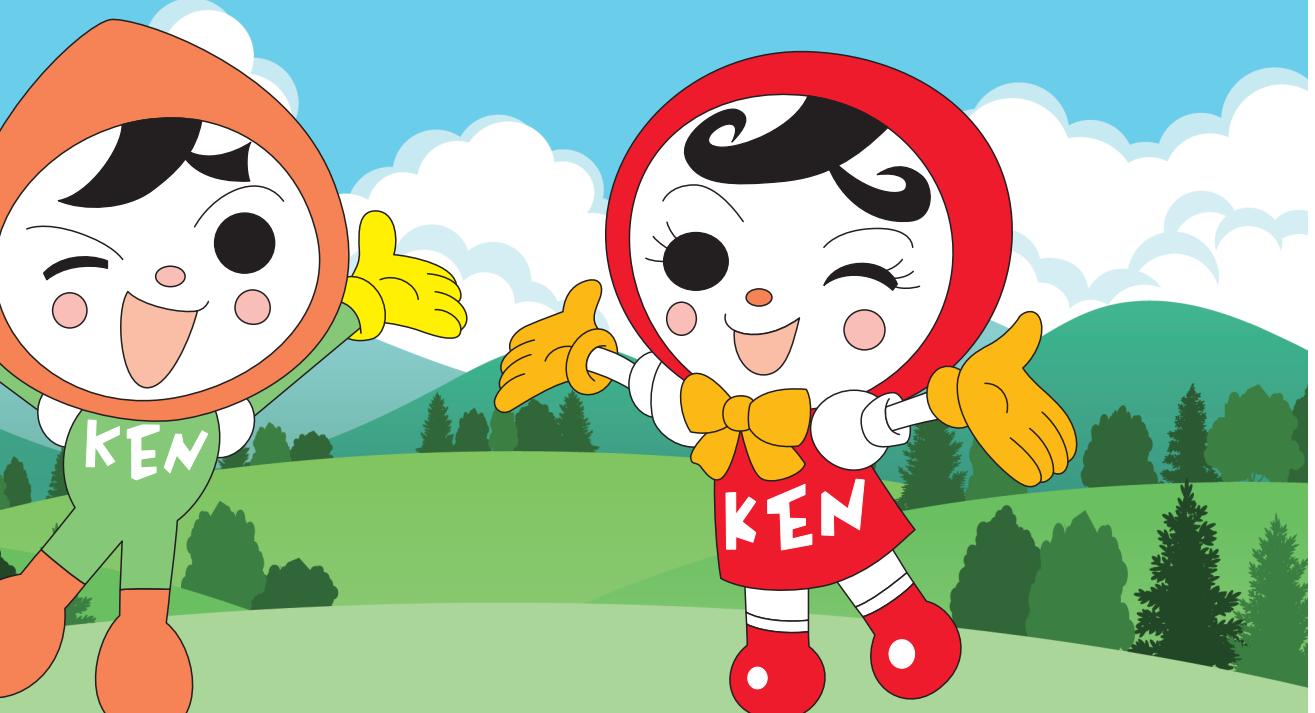
き章(バッジ)のデザインは、外枠が「かたばみ」の葉で、中が菊型の「人」の字です。このデザインには、地を這って広がる「かたばみ」のように、人権尊重思想が広がるようにとの願いが込められています。



かたばみ



き章



法務局による 相談・救済制度のご案内

差別

インターネットによる
誹謗中傷

体罰

ハラスメント

いじめ

DV

プライバシー
侵害

ひとりで悩まずご相談ください

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

あなたのその悩み 人権侵害かも…

全国各地の法務局・地方法務局・支局では、
身近に起こる人権に関する問題を解決に導く取組を行っています。
困ったことがあれば、どなたでもお気軽にご相談ください。

人権相談から問題解決までの流れ

1 相談・被害の申告

事案の内容や具体的な被害について職員又は人権擁護委員がお聞きします。

- 窓口、電話、インターネットいずれからでもご相談いただけます。

●人権擁護委員／法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアの方々です。現在、約14,000名の人権擁護委員が、全国の各市町村に配置されています。
人権擁護委員についての詳細は、裏面をご覧ください。



2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて中立公正な立場で調査を行います。

- 調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4 処理結果通知・アフターケア

相談者に対し、事案の調査や処理の結果をお伝えします。

その他、手続終了後も、必要に応じて適切な対応を行います。

3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて適切な措置をとります。

- 救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的とするもので、強制力はありません。
- 人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

- | | |
|-------|--|
| 援助 | 関係機関への紹介、法律上の助言等を行います。 |
| 調整 | 当事者間の関係調整を行います。 |
| 説示・勧告 | 人権侵害を行った者に対して改善を求めます。 |
| 要請 | 実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。 |
| 通告 | 関係行政機関に情報提供し、措置の発動を求めます。 |
| 告発 | 刑事訴訟法の規定により、告発を行います。 |
| 啓発 | 事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。 |

実際の事例 >>

Aさんの場合

夫から暴力を受け、こどもとともに着の身着のまま家を出たという相談があったものです。直ちに救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について助言・紹介を行いました。
また、相談者の生活保護や市営住宅入居申請に人権擁護委員が付き添い、生活基盤の構築を図りました。



Bさんの場合

通学する小学校でいじめを受けていたり、女子児童から相談があったものです。法務局は学校側に対して、いじめ防止に向けた具体的な対策を講じるよう働きかけるとともに、女子児童の両親と学校の信頼回復のため、協議の場を設けました。また、同学校に人権擁護委員が出向き、児童に対し、人の想いや心の大切さを理解してもらう人権教室を行いました。



Cさんの場合

勤めていた会社の上司から業務上必要かつ相当な範囲を超えて厳しく叱責されるなどのパワーハラスメントを受けたという相談があったものです。調査の結果、パワーハラスメントに該当する行為が認められたことから、上司に対し、今後、同様の行為をしないよう説示とともに、当該会社の代表者に対し、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請しました。



“調査救済制度”的メリット

- 国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- 秘密は必ず守ります。
- 経験豊富な職員や様々な経験を持つ人権擁護委員がご相談に応じます。

簡易

- 手続に費用はかかりません。
- 弁護士等の代理人は必要ありません。
- 書面の作成など複雑な手續はありません。

迅速

- 速やかに救済手続を開始します。*
- 短期間での解決を目指します。

柔軟

- 事情をよくお聞きし、適切な助言を行います。
 - 事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を目指します。
(当事者間の関係調整や相手方に対する説示等)
 - 手続終了後も必要に応じてアフターケアを行います。
- * 事案によっては手続を開始しない場合があります。



インターネット上の 人権侵害について

- インターネット掲示板等での誹謗中傷やプライバシー侵害情報等について、被害者に対する削除方法等の説明やサイト運営者等に対する削除要請を行っています。
- 削除要請は、表現の自由を不当に制限しないよう慎重に行う必要があるため、調査した結果、法務局からの削除要請を行わない場合があります。